

# 自宅の安全対策は大丈夫？

毎年9月1日は「防災の日」です。近い将来予想される大きな地震からご自身やご家族の命を守るため、住宅やブロック塀のチェック・補強をしましょう。また、積極的に防災訓練に参加するなど、気持ち・行動の準備も欠かさず行いましょう。

☎建築住宅課 ☎ 36-7184

## ブロック塀を点検しよう

自宅のブロック塀について、次の項目を点検してみましょう。

塀の高さ▽2.2m以下ですか

塀の厚さ▽10cm以上ありますか  
(塀の高さが2〜2.2mの場合は15cm)

控壁▽塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突き出した控壁がありますか(塀の高さが1.2mを超える場合)

基礎▽コンクリートの基礎はありませんか

塀の状態▽傾いていたり、亀裂が入っていませんか

※5項目にひとつでも該当した場合、危険なブロック塀といえます。撤去や改善を検討してください。

ブロック塀の撤去に対する補助制度(1敷地につき限度額10万円)もあります。詳しくは、建築住宅課へお問い合わせください。

控壁や厚さ、劣化などを確認



控壁や厚さ、劣化などを確認

## 住宅耐震補強 3つのステップ

昭和56年5月以前の木造住宅(在来工法)に対する、耐震補強の補助を行っています。

### STEP 1 無料耐震診断

市が専門家(静岡県耐震診断補強相談士)を派遣し、耐震診断を実施。  
申し込み/電話で随時受け付け

### STEP 2 耐震補強計画策定

どこをどのように補強していくのかを検討し、耐震補強工事の計画を作成。  
補助額/費用の3分の2以内(上限9万6000円)  
※高齢者世帯などは、費用の上限14万4000円を補助。

### STEP 3 耐震補強工事実施

耐震補強計画を基に、耐震補強工事を実施。  
補助額/60万円(上限)  
※高齢者世帯などは、80万円を補助。P.R(注)協力者の場合は、上記金額+15万円となります。

(注)P.Rの条件

必須/「耐震補強工事実施中」の看板の掲示

選択

①耐震補強工事を実施した動機文  
および工事完成後の写真の提出

②現場見学会または完成見学会の実施

自宅の危険を知るために  
まずは自主点検・相談を



平成建工 一級建築士 藤原一真さん

ブロック塀は、鉄筋がなかったり、雨風にさらされて劣化していたりして危険なものが多いです。ぜひ自主点検をして、危険いものは市や専門家に相談してください。

住宅についても、耐震補強をご検討ください。

災害発生時だけでなく、その後の生活を続けていくためにも、ご自宅の補強は欠かせません。市に相談すれば、専門家を派遣し補強計画や工事に関する補助が受けられます。高齢者世帯などに対する金額補助もありますので、ぜひご利用ください。



8/26 (日)

# 島田市 総合防災訓練

「島田市総合防災訓練」の概要を紹介します。今年は各自主防災会で行う訓練のほか、金谷地区の物資集積所訓練や地区から本部への伝達を確認する地区本部訓練などを行います。

☎危機管理課 ☎ 36-7143



## 金谷地区物資集積所訓練

▼物資の搬入・各避難所などへ配布のための訓練を実施します。

訓練場所／金谷体育センター

※神座・鵜網地区本部訓練と連携し、物資の搬入、配布準備なども計画しています。

協力／一般社団法人静岡県トラツク協会、同協会中央地区中部分室、望月運輸株式会社

◎災害時の物資ルート／県↓ロー

ズアリーナー↓金谷体育センター、川根文化センター



昨年度の物資集積訓練

## 取水・給水訓練

### ライフレインとなる水の確保

▼給水車に取水後、自主防災組織と連絡をとりながら、実際に地区住民の皆さんに給水を行います。

訓練場所／三ツ合町公会堂前

協力／自衛隊第34普通科連隊

◎大地震発生時は、水道管の全面復旧までに1カ月弱程度かかります。復旧するまでは避難所や

公会堂付近などで、給水タンクや給水車などから給水を行います。家庭では、最低限3日程度の飲み水の備蓄が必要です。

## 地区本部運営訓練

### 各地区の被災状況を明確に

▼地区の自主防災組織からの通報を想定し、負傷者数・倒壊家屋数・必要物資量などの把握や、災害対策本部への通報や本部からの情報の受け取り訓練を実施します。

訓練場所／三ツ合町、幸町、神座・鵜網地区

## 応急手当・搬送（準備）訓練

### 負傷者を助けるために

▼簡単な応急処置方法を、保健師が指導します。また救護所への車による搬送準備までを訓練します。

訓練場所／幸町公会堂

協力／陸上自衛隊34普通科連隊（衛生科隊員）

◎災害発生初期に救急車による搬送ができない場合、地区の住民より軽易な処置を行い、救護所まで運ぶこととなります。

## がれきの搬入・集積訓練

### 救援ルートを確保するために

▼災害発生初期に道路啓開や安全上緊急で建物の解体・撤去が必要

になった際の対応要領を検討する訓練や、集積所でのがれきなどの受入・集積訓練を実施します。

訓練場所／田代環境プラザ

◎災害時に発生したのがれきのほとんどは、人命救助などの初期対応が終了した頃に、住民個人で指定する集積所に搬入します。

◎所有者に連絡がとれず、建物が一定の原形を留めている場合、土地家屋調査士などの専門家に建物の価値がないと判断されれば、所有者の承諾を得ず解体・撤去できます。



がれきなどが作業の妨げに（広島県呉市）

※遺体の確認や引き渡しを行う「遺体措置訓練」は、別日（9月）に訓練を予定しています。市民課が中心となって、想定される流れに沿って実施します。

※地震の発生や大雨警報などが発令された場合に、訓練を中止することがあります。各自主防災組織の訓練の実施は、各自主防災組織で判断されます。